

① 地盤を算定する領域の設定方法について

領域の設定は、原則として、建築物が地面と接する位置の最高点又は最低点から3mごとに行う。
ただし、敷地や建築物の形状により、この方法によることが不合理である場合には、3m以内の適切な高さにより領域を設定することができます。

ア 領域の設定は特段の理由がない限り、最高点又は最低点から3mごとに切り分け、その領域ごとに接する位置の平均の高さを算定することを原則とする。
(Fig.3)

ただし、斜面地に階段状に設けられた集合住宅をその部分ごとに切り分けて、各領域を設定し、算定する場合等敷地の形状、建築物の形状により3mごとに切り分けることが不合理と考えられる場合には、3m未満ごとに切り分けて各領域を設定する。
(Fig.4)

イ 垂直な面に建築物が接する場合についても、低い地盤に建築されるものと、高い地盤に建築されるものとに建築物を切り分けて設定した領域ごとにその全周囲の接する位置の平均の高さを算定する。
(Fig.5)

Fig.5においては領域I・IIを設定し、各領域ごとに平均の高さを算定
〔領域I—高さH1〕
〔領域II—高さH2〕

Fig.3 地面と接する位置の高低差が3mを超える場合の原則的な地盤面の取り方

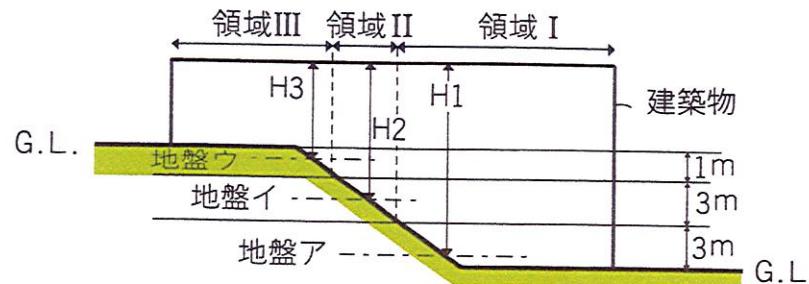


Fig.4 建築物の形状により3mごとに切り分けることが不合理な場合

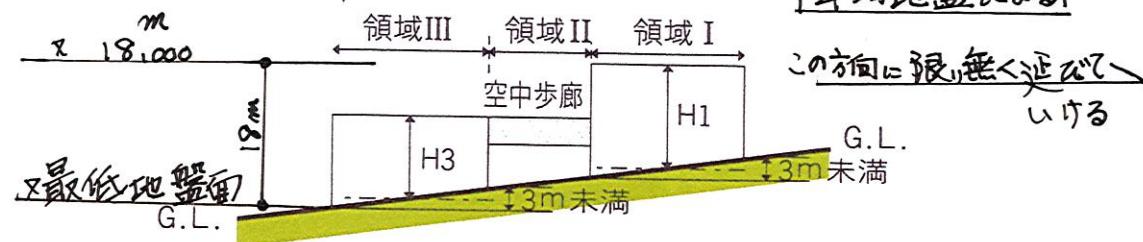


Fig.5

